

年末年始の業務

市役所（本所・各地域庁舎）・上下水道部の一般業務は、一部の業務を除き、

12月29日④～来年1月3日⑤は休業します

コミュニティセンター・公民館等については、地域によって一部異なります。詳しくは、各施設にお問い合わせください。

荘内病院の外来診療

☎ 荘内病院医事課 ☎26 - 5111 内線6119

12月29日④～来年1月3日⑤は外来診療を休診します。

年末年始の急な病気、歯痛は

休日夜間診療所・休日歯科診療所

☎ 健康課（にこ♥ふる） ☎内線361

新型コロナウイルス感染症感染予防のため、受診前に必ず電話でご連絡ください。

■所在地

総合保健福祉センター（にこ♥ふる）

■診療日

12月31日④～来年1月3日⑤

■受付時間

☐ 休日夜間診療所 ☎23 - 5678

午前9時～11時30分 内科、小児科（小児科医）

午後1時30分～4時30分 内科、小児科、外科

午後6時～8時30分 内科、小児科

☐ 休日歯科診療所 ☎23 - 0372

午前9時～正午、午後1時～3時

※12月30日④、1月4日⑤の夜間診療は通常のとおり行います（午後7時～9時30分）

ルールを守り、ごみの出し忘れにご注意を

年末年始のごみ収集

☎ 廃棄物対策課 ☎22 - 2848
または各地域庁舎市民福祉課へ

■ごみの収集

☐ 可燃ごみ（茶袋）

12月29日④まで

☐ 可燃ごみ以外（青・緑・桃・黄袋）

12月28日⑤まで

※ごみ収集カレンダーで収集日をよく確認して出してください。

■ごみの持込み 12月28日⑤まで

☐ 可燃ごみ

クリーンセンター【市内宝田】

午前8時35分～11時50分

午後1時～4時45分

☐ 不燃ごみ・粗大ごみ

リサイクルプラザ【市内水沢】

午前9時～11時50分

午後1時～4時30分

※ごみの収集・持込みは1月4日⑤から再開します。



この冬の除雪計画

☎ 本所除雪対策本部 ☎内線690 または各地域庁舎除雪対策本部へ

道路には、市道、県道、国道の3種類があります。このうち市では、市道部分を除雪しています。

この冬は、市道延長1,528.7kmのうち、1,137.5kmを除雪します。これは、前年に比べて4.6kmの増で、全体の約74.4%です。歩道は、歩道延長182.8kmのうち、約57.4%の105.0kmを除雪します。

除雪は国道・県道に接続する主要幹線市道から順に、早朝から始め、できるだけ早い時間に完了するよう努めます。

■除雪の基準

道路に10cm以上の積雪がある場合、または午前7時まで10cm以上の積雪が予想される場合を基本としますが、道路・降雪状況によっても出動します。

■道路除雪以外の対策も行います

地吹雪対策として防雪柵を約23.2kmにわたって設置します。また、凍結が予想される幹線道路の登り坂や橋及び主要交差点等190か所、延長25.2kmに凍結防止剤を散布します。

除雪対策本部からのお願い 快適雪国生活10か条

もうすぐ雪の季節が到来します。こんなときこそ、お互いの「心の温かさ」が必要ですね。

次の10か条を守り、みんなで助け合って、冬を快適に乗り越えましょう。



①除雪の妨げになる路上駐車は絶対にやめましょう



②危険！作業中は除雪機械に近寄らないようにしましょう



③雪捨てで側溝の蓋を外したら、作業後は必ず元どおりに閉めましょう



④高齢者世帯や母子世帯等、除雪に困っている方には近所で協力しましょう

- ⑤作業中の除雪機械には道を譲ってください
- ⑥道路にはみ出した枝や植木、看板等は撤去してください
- ⑦消火栓、ごみステーションの前の除雪は町内会で協力して行ってください
- ⑧除雪機械通過後の雪の片付けはお互いに協力して行ってください
- ⑨道路・消雪道路への雪の排出はやめてください
- ⑩屋根の雪や、通学路・道路に面したつらは早めに取りってください

除雪機械の主な出動理由を紹介します

- 新雪除雪：新しく降り積もった雪を除雪します
- 剥ぎ取り：路面がガタガタ・ザクザクにならないよう、路面に残った雪を剥ぎ取ります
- 車道拡幅：雪により狭くなった道路を広げ、道幅を確保します
- 吹溜り処理：道路に吹きだまつた雪を取り除き通行を可能にします
- 雪山取り：交差点等にできた雪の山を崩し、見通しを確保します

■問合せ

市道の除雪については、その市道を管轄している本所または各地域庁舎 除雪対策本部へ。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 本所 ☎25-2111内線690 | <input type="checkbox"/> 藤島庁舎 ☎64-5804 |
| <input type="checkbox"/> 羽黒庁舎 ☎26-8779 | <input type="checkbox"/> 櫛引庁舎 ☎57-2110 |
| <input type="checkbox"/> 朝日庁舎 ☎53-2122 | <input type="checkbox"/> 温海庁舎 ☎43-2111内線433 |

■特に

除雪の妨げになる路上駐車は絶対にしないでください。また、除雪機械通過後の雪は側溝や水路に捨て、消雪道路であっても雪を道路に出さないようにお願いします。雪捨てのために側溝の蓋を開けた場合は、危険ですので、作業後は必ず蓋を閉めてください。命綱をつける等身の安全を確保した上で、屋根の雪は早目に下ろしましょう。

■ご協力をお願いします

除雪は雪を道路の両側に積み上げる作業となることから、玄関や車庫の前に雪を置くこととなります。このため、「出入口を塞がれた」等の苦情が寄せられることがあります。市では通勤・通学や緊急車両の走行のために除雪を行っています。

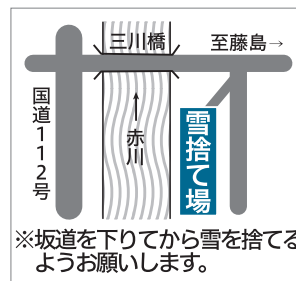
できるだけ効率的に作業するよう努めますので、除雪された雪の後片付けは各家庭で行っていただくよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

■もしも地吹雪で動けなくなったときは

車を置いて避難するときは、除雪や救助の妨げにならないように、連絡先を書いたメモ等を車内に置き、車の鍵は付けたままにしておきましょう。

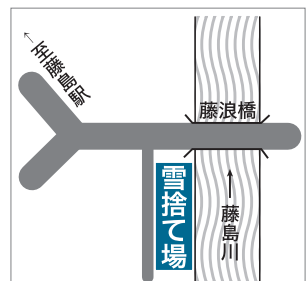
■雪捨て場はこちらです

▼鶴岡地域
三川橋上流右岸



※坂道を下ってから雪を捨てるようお願いします。

▼藤島地域
藤浪橋上流左岸

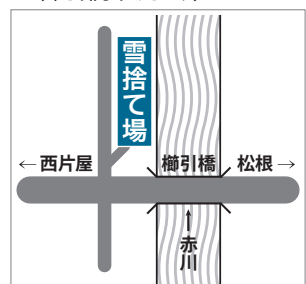


▼羽黒地域
羽黒町手向



※藤島・羽黒・櫛引地域の雪捨て場は家庭用ですので、業者の方は捨てないでください。

▼櫛引地域
櫛引橋下流左岸

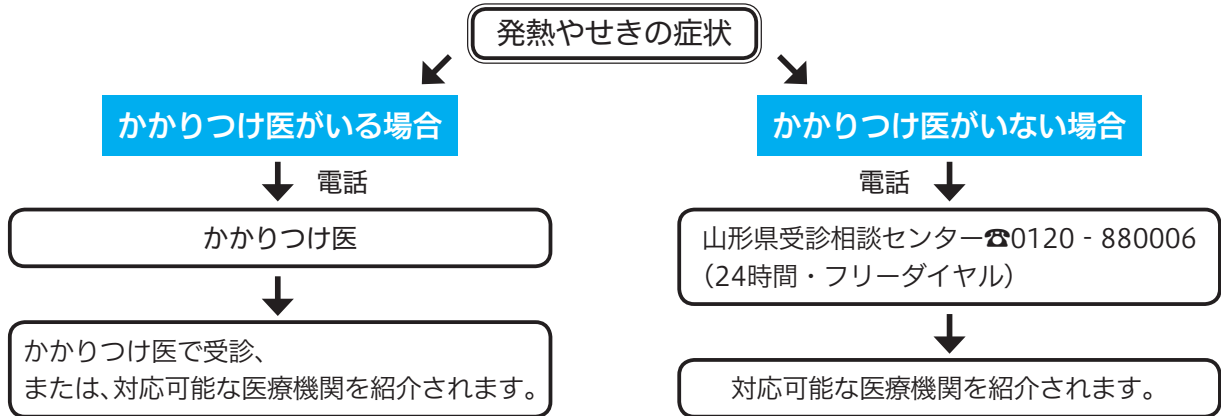


※国道は鶴岡国道維持出張所 ☎22-4739または月山国道維持出張所 ☎57-5011へ。
※県道は庄内総合支庁道路計画課 ☎66-2111へ。

発熱などの症状があるときに医療機関を受診する場合のお願い

問本所地域包括ケア推進室 ☎内線707

季節性インフルエンザの流行及び新型コロナウイルス感染症の感染に備えて、発熱等の症状がある方は受診する前に、必ず電話で相談してから受診してください。



☆症状が重い、緊急性が高い場合などは、これまでどおり救急外来への相談、救急車の要請等をお願いします。

インフルエンザを予防しましょう

問健康課 ☎内線373または各地域庁舎市民福祉課へ

インフルエンザは空気が乾燥する冬に流行し、突然の高熱、頭痛、悪寒、関節痛などの全身症状のほか、普通の風邪と同様に鼻水や喉の痛みなどの症状が出ることもあります。小さな子供は自分で症状を訴えることが上手にできないので、周囲の大人が気付かなく症状が悪化してしまうことがあります。また、高齢者は症状が出にくく、呼吸器や心臓などに慢性的な持病がある人は重症化しやすいため注意が必要です。

■インフルエンザ予防のポイント

▷こまめに手洗いをしましょう（外出後や食事前、せき等で口や鼻を押さえた後などは石けんをしっかりと泡立てて十分に手を洗いましょう）

- ▷マスクを着用しましょう（周囲に唾が飛び散らないように、せきエチケットを守りましょう）
- ▷室内の乾燥に気を付け、湿度（50%～60%）を保ちましょう
- ▷十分な休養、バランスのとれた食事を心掛けましょう
- ▷流行期は人混みへの外出をなるべく避けましょう
- ▷予防接種は流行前の接種が効果的です
- 体調不良を感じたら早目の受診が肝心です
「かかったかな？」と思ったら無理をせず、早目に医療機関を受診し、休養をとりましょう。上記記事をご覧ください、受診する前に、必ず医療機関等に電話で相談してから受診してください。

11月5日、みどり町公民館に何った、10月30日に発生した住宅火災について、今後の対応を説明するため。市では突然住む場所を失った方々のために市営住宅のあっせんなどを進めた。残された大きな課題の一つは、焼け残った外壁が落下する危険性があり、通行止めにした市道の規制をいつ解除できるかということだった。建物の所有者と撤去を担当する事業者から、今後のスケジュールを住民の皆さんに直接説明していただいた。また、外壁が落下する可能性のある場所に設置されていたごみステーションをどうするかも課題だった。市では近隣のステーションの活用を提案した。その時、「自分の家の前に設置してもらってかまわない」との声が複数上がった。市道の規制エリアをわずかにずらせば、ごみステーションを設置できることが分かり、話し合いの結果、11月10日以降の収集から申出を頂いた方式が採用されることになった。

11月8日、主要地方道鶴岡羽黒線「羽黒山バイパス」が開通した。羽黒山神路大橋を渡り出羽三山神社に至る本バイパスは、長年冬期間の通行に課題を抱えてきた地元の方々にとっては、日常生活を豊かにする待ちに待った道路だ。地元手向、羽黒の住民はもとより、鶴岡市民、山形県民、そして出羽三山を心のよりどころとする全国・世界中の人々にとって、誇るべき日本遺産を身近に感じられる素晴らしいインフラとなることだろう。



(35)

新型コロナウイルス感染症の影響で、催し等の中止・延期など、情報変更となる場合があります。各担当課や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

コロナに関する差別・偏見をなくしていくために メッセージリレー No. 5

☎本所地域包括ケア推進室 ☎内線707



東京2020オリンピック
アーチェリー競技日本代表候補
中村美樹さん

私たちはこの1年で不安や活動の自粛と戦ってきました。それは感染者や濃厚接触者、医療従事者の方々も同じです。今、私たちに何ができるのか。それは差別や偏見をすることではないです。一人ひとりが他人を思いやることで新型コロナに立ち向かえると思います。1日でも早く終息するように支え合い協力しましょう。

新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高まる「5つの場面」

☎本所防災安全課 ☎内線179

政府の「新型コロナウイルス感染症対策分科会」は「感染リスクが高まる『5つの場面』」を提言しました。次の5つの場面に気を付けて感染の拡大を防止しましょう。また、会食などをするときは感染リスクを下げる工夫をして楽しみましょう。

【場面1】飲酒を伴う懇親会等

- ▷ 飲酒の影響で注意力が低下します。また、聴覚が鈍くなり、大きな声になりやすくなります
- ▷ また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高めます

【場面2】大人数や長時間に及ぶ飲食

- ▷ 長時間に及ぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まります
- ▷ 大人数の飲食では、大声になり飛沫（ひまつ）が飛びやすくなるため、感染リスクが高まります

【場面3】マスクなしでの会話

- ▷ マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まります
- ▷ 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要です

【場面4】狭い空間での共同生活

- ▷ 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まります

【場面5】居場所の切り替わり

- ▷ 仕事での休憩時間に入ったときなど、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まる可能性があります

出典:「分科会から政府への提言 感染リスクが高まる『5つの場面』と『感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫』」

平成2年度の事業開始から30年、聖なる山々の紅葉の中で行われた式典は、厳かな中に、地元の方々と共に創り上げられた温かなものとなった。明年の出羽三山丑歳御縁年に向けて、羽黒山神路大橋の橋名応募受賞者が参列し、地元小中学生による御神楽舞の披露、手向地区のご家族3代のご夫婦の皆様による渡り初めなど、過去を振り返り、現在を生き、そして未来につながる式となった。秀逸だったのは、羽黒高校アナウンス研究会の阿部光莉さんと今井祐花さんの司会。二人の流れるような心地良い声が会場に響いた。前週の11月2日には、日本海沿岸東北自動車道国道7号大岩川トンネルが貫通している。道路の更なる整備は市の発展に欠かせないものであり、今後ともより良い幹線道路ネットワークの完成に向けて、引き続き国・県と連携して取り組んでいく。

皆川治

本紙11月号に掲載した「市長の一筆入魂(8ページ)」に「玉泉寺」とあるのは「玉川寺」の誤りでした。おわびして訂正いたします。

問本所課税課☎内線201

本人合計所得金額		500万円以下			
配偶関係		死別・生死不明	離別	未婚	
扶養親族	あり	子（生計が一）	30万円	30万円	30万円
		子以外	26万円	26万円	—
	なし	26万円	—	—	

◀ ひとり親控除
◀ 寡婦控除

非課税基準・扶養控除等の合計所得金額要件等の改正

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替により扶養親族等の合計所得金額要件を見直します。

控除・措置名		要件等
配偶者控除、扶養控除		前年の合計所得金額48万円以下
配偶者特別控除		前年の合計所得金額48万円超133万円以下
勤労学生控除		前年の合計所得金額75万円以下
家内労働者等の所得計算の特例		必要経費に算入する金額の最低保証額55万円
障害者、未成年者、寡婦及びひとり親控除に関する非課税措置		前年の合計所得金額135万円以下
非課税限度額	均等割	合計所得金額 ≤ 基本額29万円 × (同一生計配偶者 + 扶養人数 + 1) + 17万円 + 10万円 ※扶養者がいない場合は基本額29万円 + 10万円
	所得割	総所得金額等 ≤ 基本額35万円 × (同一生計配偶者 + 扶養人数 + 1) + 32万円 + 10万円 ※扶養者がいない場合は基本額35万円 + 10万円

調整控除の改正

合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の適用外となります。

指定行事の中止等により生じた入場料払戻請求権を放棄した場合の寄附金控除の特例

新型コロナウイルス感染症に関する政府の自粛要請を受けて中止された芸術文化・スポーツイベントについて、チケット代の払戻しを受けない（放棄する）ことを選択した場合に、その金額（年間合計20万円まで）

を寄附金とみなし、税額控除を受けることができます。
控除額：（「対象チケット代金合計額」または「総所得金額等×30%」のいずれか少ない金額 - 2,000円）×10%

健康・福祉



健康診査受診意向調査書の提出をお願いします

来年度に市民の皆さんがどのように健康診査を受診するかを把握するための調査書です。40歳以上の男性または20歳以上の女性の方がいる世帯に送付（世帯主宛）しています。健診内容や記入の仕方等について、同封の説明書を確認し、12月24日☎まで提出してください（昨年度の登録内容に変更がない場合は提出不要）。



☎健康課☎内線366または各地域庁舎市民福祉課へ

所得税等の申告用に障害者控除対象者認定書を発行します

☎身体障害者手帳等の交付を受けていない65歳以上で要介護認定（要支援認定は除く）を受けている方、またはその方を扶養している方（認定書は後日郵送） ☎介護保険証 ☎本所長寿介護課☎内線183または各地域庁舎市民福祉課へ

高齢者世帯等に屋根の雪下ろし費用（一部）を助成します

☎次のいずれかに該当する市民税非課

新型コロナウイルス感染症の影響で、催し等の中止・延期など、情報に変更となる場合があります。各担当課や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

令和3年度の市・県民税は、令和2年分の所得及び控除を基に計算されます 令和3年度から適用される主な市・県民税の税制改正

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

給与所得控除・公的年金等控除について一律10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げます。

給与所得控除の改正

- ▷給与所得控除を10万円引下げ
- ▷控除額の上限が適用される給与等の収入額を1,000万円から850万円に、上限額を220万円から195万円に引下げ

公的年金等控除の改正

- ▷公的年金等控除を10万円引下げ
- ▷公的年金等の収入金額が1,000万円以上の控除額に

195万5,000円の上限を設定

- ▷公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える場合は控除額を引下げ

基礎控除の改正

- ▷基礎控除を10万円引上げ
- ▷合計所得金額が2,400万円を超える場合はその金額に応じて控除額が段階的に減少、2,500万円を超える場合は適用外

所得金額調整控除の創設

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除を控除します。

- ▷給与収入金額が850万円を超え、①～③のいずれかに該当する場合

- ①自身が特別障害者に該当する
- ②23歳未満の扶養親族を有する
- ③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する

控除額：(給与収入※ - 850万円) × 10%

※給与収入が1,000万円超の場合は1,000万円

- ▷給与所得及び公的年金等雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合

控除額：(給与所得 + 公的年金等雑所得) - 10万円

※給与所得及び公的年金等雑所得が10万円を超える場合は10万円

ひとり親控除の創設、寡婦(夫)控除の見直し

婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下でほかの者の同一生計配偶者や扶養親族になっていない者)を有し、合計所得金額500万円以下のひとり親は、ひとり親控除(控除額30万円)を適用します。

夫と死別・離別、または生死不明の上記以外の寡婦

については、引き続き控除額26万円を適用し、子以外の扶養親族を有する寡婦についても所得制限(合計所得金額500万円以下)を設定します。

※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」と記載がある方は対象外

60歳までに保険料の未納・免除期間

保険料の未納・免除期間等がある方へ
国民年金の任意加入について

年金・税



在宅身体障害者の方を身体障害者相談員が訪問し、日常生活での困りごとや要望等の相談に応じます。
■ 12月15日④まで 申本所福祉課 ☎ 内線136または各地域庁舎市民福祉課へ

身体障がい者友愛訪問事業

本所福祉課 ☎ 内線137、本所子育て推進課 ☎ 内線150または各地域庁舎市民福祉課へ
■ 本所福祉課 ☎ 内線193、本所福祉課 ☎ 内線137、本所子育て推進課 ☎ 内線150または各地域庁舎市民福祉課へ



税世帯(生活保護世帯を除く)で、自力での雪下ろしが困難な方 ①65歳以上の一人暮らし高齢者世帯 ②65歳以上の高齢者のみ世帯 ③18歳未満の児童のみを有する母子世帯 ④世帯主が身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳を所持している世帯
■ 助成額 1回につき最高1万6,000円 申雪下ろし作業の前に各地区民生委員・児童委員へ(雪下ろし業者への作業依頼は各自) 問本所長寿介護

令和2年度鶴岡市卓越技能者表彰 受賞者を紹介します

問本所商工課☎内線563

市では、優れた技能で産業界の発展に貢献している方を「卓越技能者」として表彰しています。



〈建築大工〉 鈴木 二三男 氏 (67歳・倉沢)

中学卒業と同時に大工へ弟子入りし、日々の仕事の中で経験を積み上げ、大工及び宮大工としての技術の研さんと知識の習得に励み、二級建築士、一級建築施工管理技士、職業訓練指導員免許証などを取得しました。

豪雪地帯に住むことから、雪による住民の肉体的・精神的負担を軽減するため、独自に克雪対応の住宅を設計・建築するほか、市内外の神社の新築及び増改築にも従事しました。

田川建設労働組合朝日支部長や出羽商工会の青年部長、理事などを務め、各団体の活動を通じて、職人同士の相互交流や技術の発展、業界の活性化に貢献しています。

また、建設会社の代表取締役として従業員の技術指導に力を注ぎ、これまでに2人が独立するなど、後進への技術の伝承や知識の伝達にも精力的に取り組んでいます。



〈和服仕立織〉 伊藤 由美 氏 (58歳・砂川)

市内和裁所で勤務しながら、技術の研さんと知識の習得に励み、職業和裁技術検定2級や和裁技能士検定2級、和裁教員免許証を取得し、全国和裁技術コンクールに参加するなど、技能の向上に努めています。

独立後は、和裁所での経験を生かしながらさらに自らの技術を磨き、県外からの仕立依頼も多く、現在は新しい着物の製作に加え、古い着物をリメイクする作業も手掛けています。

日本和裁士会山形県支部の理事などを務め、日本の伝統の反物から仕立てる着物の良さを伝えるため、市内外で開催される催しにも積極的に参加し、幅広い年代に対し、普及啓発を含めて和装の魅力を発信しています。

同支部の活動を通じて、会員への技術指導と知識の伝達に励み、後進の育成にも熱心に取り組んでいます。

今年1月1日～12月31日に納付された国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の「納付額通知書」

確定申告用に納付額通知書をお送りします

市税は定められた期限までに自主的に納めていただくものです。市税の納付には、口座振替やコンビニ納付が便利です。ご利用ください。納期限を過ぎると、納期限までに納付した人との公平を図るため、本来納めるべき税額のほかに延滞金が発生したり、差押えなどの滞納処分を受けたりすることがあります。納期限までの納付が困難な場合は、本所納税課☎内線221へご相談ください。

12月は県内一斉の納税推進強調月間で市税は納期限までに納付しましょう

問鶴岡年金事務所☎23・5040、本所国保年金課☎内線113または各地域庁舎市民福祉課へ



がある方は、60歳以降でも任意加入して不足分の保険料を納めることができます。満額の老齢基礎年金を受給できない方は65歳に達する月の前月まで、65歳まで任意加入しても受給資格期間(120月)を満たさない方は70歳に達する月の前月まで、任意加入することができません。ただし、厚生年金・共済組合加入者及び老齢基礎年金の繰上げ受給者は任意加入できません。

新型コロナウイルス感染症の影響で、催し等の中止・延期など、情報変更となる場合があります。各担当課や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

令和2年度高山樗牛賞 受賞者を紹介します

☎社会教育課（櫛引庁舎） ☎57 - 4867

高山樗牛賞は、庄内が生んだ明治の文豪・高山樗牛の偉業を顕彰し、地方文化の向上に資するため、昭和33年に設けられました。庄内全域を対象として、文芸・評論・作文等の制作実績において地方啓発に著しく功績があった方に贈られます。

また、高山樗牛奨励賞は、次代を担う児童生徒を対象に、文芸・評論・作文等において優秀な作品を発表した方に対し授与するものです。

今年度、高山樗牛奨励賞の該当者はいませんでした。



〈高山樗牛賞〉 阿蘇 豊 氏（70歳・酒田市光ヶ丘）

昭和25年遊佐町生まれ。日本現代詩人会、山形県詩人会会員。日本現代詩歌文学館評議員。高校3年生の頃、現代国語の教科書に載っていた現代詩と出会い、強烈な印象を受け詩を作り始めました。それ以降、心を奪われた詩に出会っては自分でも詩を作り、雑誌に発表することが習いとなりました。酒田市を中心に活動する詩誌『シテ』代表を務め、25号まで発行を続けています。身近な題材をテーマにした詩は、リズムカルで歯切れがよいのが特長。さりげないユーモアと、

時に皮肉を交えた分かりやすい作品で、誰でも詩の魅力を享受できます。また、日本語教師として長く海外に暮らしたこともあり、独自の視点、異国情緒が行間からにじみ出るような印象を与えます。詩の朗読や講演など詩をテーマにしたイベント開催に関わり、詩を中心に自身が得たものを広く地域に還元しています。

以上のように、氏の積年の文芸活動は、地方文化の啓発向上に大きく寄与し、その功績は顕著なものがあります。

生活



不幸な猫を増やさないために

マナーを守って動物が気持ちよく暮らせる街に
家庭での猫はペットとして家族同様に飼育されています。しかし、飼い方を誤れば、近所トラブルの原因になったり、本来愛されるべき猫を不幸にしてしまったりします。ペットを飼うときには、そのペットの命を預かる責任、ルールやマナーを守る等の責任を持ちましょう。



猫は年に2、3回出産します。生まれてくる子猫を全部、終生飼うことができない、新しい飼い主を探すことが

できないと分かっている場合は、事前に不妊、去勢手術をしましょう。不幸な命を増やさないために管理することも愛情です。

けがをした野生の鳥獣などを見付けたら

野生の鳥獣は、様々な病原菌を持っている場合がありますので、決して触らないでください。負傷・衰弱した野生鳥獣は、弱ついても自然に回復する力を持っています。そのまま見守ってください。

重症と思われる場合は、本所農山漁村振興課 ☎内線517、各地域庁舎産業建設課または庄内総合支庁環境課にご連絡ください。

不審な漂流物や人物を見掛けたら近づかず通報を！

木造船等の不審な漂流・漂着物や不審な人物を見付けたら、近づかず、すぐに通報してください。

- ▽陸上は110番（警察）
- ▽海上は118番（海上保安庁）
- ☎本所防災安全課 ☎内線185

使用済小型家電の無料回収を実施します

☎12月14日①～来年1月15日②午前8時30分～午後5時（29日～31日を除く平日）
■回収品目 パソコンと周辺機器（ブラウン管モニター、プリン

ター、スキャナーは不可)、携帯電話・スマートフォン、デジタルビデオカメラ、ゲーム機、DVDプレーヤー、地デジ・BSチューナー、ワイプロ(この8品目以外は回収しません)
場・廃棄物対策課 ☎22・2848 または各地域庁舎市民福祉課へ **他**機器に記録してある個人情報等は事前に消去してください



限りあるみんなの貴重な資源 地下水は大切に使いましょう

駐車場の消雪等に利用されている地下水は限りあるみんなの貴重な資源です。今後も安定的・永続的に利用していくためには一人ひとりの心掛けが大事です。大切に使いましょう。

間本所環境課内「庄内南部地域地下水利用対策協議会」事務局 ☎内線720

12月は大気汚染防止推進月間・地球温暖化防止月間 きれいな大気が地球温暖化のブレーキです

冬季は、暖房器具や自動車を多く使うことや、気象現象の影響等により大気汚染物質濃度が高くなる傾向があります。



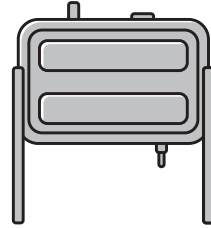
また、電気や石油の消費量が増えれば、地球温暖化の原因となる温室効果ガス

の排出量も増加します。大気汚染と温暖化の防止のため、家庭や職場等で地球環境に優しいライフスタイルを実践し、省エネルギー・省資源化に取り組みましょう。

間本所環境課 ☎内線708

「いつから」が大きな環境汚染につながります 油漏れ事故にご注意を

▼家庭では▽
灯油をホームタンクからポリ容器等に小分けする際は絶対にその場を離れず、最後に元栓をしっかりと閉める▽ホームタンクの周囲は除雪をこまめに行い、落雪による開栓や機器の破損を予防する▽ホームタンクや配管に腐食や亀裂がないかを点検する(地中に埋設している配管は特に注意する)▽ホームタンクの下に防油堤を設置する。また、給油栓に自動停止給油器を取り付ける



▼事業所では▽機械類から油漏れがないか、配管に腐食や亀裂がないかを点検する▽油分離槽は適正に管理し、油汚泥は定期的に処理する▽廃油の処分は処理業者に委託する

▼油漏れ事故を起こした場合は、消防署通信指令課 ☎22・8321 または本所環境課 ☎内線708 へ直ちに通報してください。対応が遅れるほど復旧が困難になります。

交通事故・雪の事故に注意! 冬の事故を防止しよう

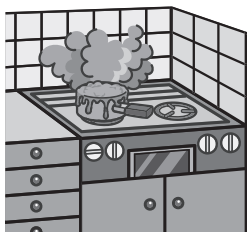
▼交通事故を防止しよう 冬は路面の凍結や吹雪による視界不良等で交通事故が多発する季節です。5分早目に行動し、歩行者への思いやり運転を心掛けましょう。なお、12月11日(金)〜20日(土)は「冬道の交通事故安全強化旬間」実施期間です。交通事故の防止に努めましょう。

また、年末は飲酒の機会が多くなる時期でもあります。飲酒運転は犯罪です。絶対にやめましょう。

▼雪の事故を防止しよう 路面凍結時の転倒や、屋根からの落雪、雪下ろし時の転落等に注意しましょう(市HPに雪下ろし業者一覧を掲載しています)。
間本所防災安全課 ☎内線639

その火事を防ぐあなたに金メダル 年の瀬も「火の用心」

何かと慌ただしい年末は、火の元がおろそかになりがちです。家族みんなが火事を出さないよう気を付けましょう。



▼寝たばこは絶対にしない
▼調理中にこんろのそばを離れない
▼外出時や就寝前には火の元を確かめる

間本所

消防本部予防課 ☎22・8332

ストーブによる火災に注意しましょう!

寒さが進み暖房器具を使用する機会が増えてきます。石油ストーブの注意事項や薪ストーブの設置方法を確認し安全に使用しましょう。
 ▼石油ストーブへの給油は完全に火が消えてから行い、カートリッジタンクのキャップをしっかり閉める
 ▼燃えやすい物の近くでストーブを使用しない(洗濯物も火災の原因になります)

▼燃料を確認する(灯油とガソリンを間違えると大変危険です)
間本所消防本部予防課 ☎22・8332

付いていますか? 住宅用火災警報器

火災による逃げ遅れを防ぐために、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。消防本部管内(本市・三川町)の今年7月1日現在の推計設置率は82%です。まだ設置していない家庭は、早急に設置してください。

また、電池切れや電子部品の劣化によって、警報器が火災を感知しなくなることがあります。設置から10年を目安に本体の交換をお勧めします。

適切に作動するように日頃から点検と清掃を行いましょ。

■設置場所 全ての寝室(2階に寝室

新型コロナウイルス感染症の影響で、催し等の中止・延期など、情報に変更となる場合があります。各担当課や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

市ホームページ有料広告募集

問本所総務課☎内線316

ホームページをお持ちの企業、事業所の皆さん、市ホームページのトップページに「バナー広告」を掲載して事業をPRしませんか。市ホームページのトップページは、令和元年11月～2年10月の間で、月平均約11万1,000件（総計133万件）のアクセスがあります。

- 掲載箇所 市ホームページのトップページ下部等
- 規格 縦40ピクセル×横170ピクセル、GIF（アニメーションは不可）またはJPEG、10キロバイト以内
- 掲載期間 原則、月の初日～末日の1か月単位（最長12か月）
- 掲載料（1枠当たり） 月額1万円
- 申込み 鶴岡市広告掲載要綱、鶴岡市ホームページ広告掲載要領を確認の上、掲載開始希望日の1か月前までに広告掲載申込書（関係書類を添付）を同課へ
- その他 市HP。バナーの作成及びその費用は広告主の負担です



冬は感染性胃腸炎による患者が増加し、ノロウイルスによる食中毒発生の危険性が高まる時期です。ノロウイルスによる食中毒の予防には、石けんを使った手洗いが効果的です。トイレの後、調理や食事の前には、必ず手洗いを行いましょ。また、食品を調理する際は、十分に加熱（中心温度85℃～90℃で90秒以上）しましょう。

▽オレオレ詐欺「その電話、本当にあなたの家族からですか？」
▽還付金詐欺「その電話、本物の職員からですか？」
▽金融商品等取引詐欺「必ず儲かる。」
その話、本当ですか？」
少しでも不審に思ったら、鶴岡警察署 ☎28・0110へ。

問本所防災安全課☎内線638

冬の食中毒を予防しましょう

冬は感染性胃腸炎による患者が増加し、ノロウイルスによる食中毒発生の危険性が高まる時期です。ノロウイルスによる食中毒の予防には、石けんを使った手洗いが効果的です。トイレの後、調理や食事の前には、必ず手洗いを行いましょ。また、食品を調理する際は、十分に加熱（中心温度85℃～90℃で90秒以上）しましょう。

問健康課☎内線361

年末年始は特に注意ください
ストップ！うそ電話詐欺

▽オレオレ詐欺「その電話、本当にあなたの家族からですか？」
▽還付金詐欺「その電話、本物の職員からですか？」
▽金融商品等取引詐欺「必ず儲かる。」
その話、本当ですか？」
少しでも不審に思ったら、鶴岡警察署 ☎28・0110へ。

問本所防災安全課☎内線638

宝くじの助成金で整備しました

一般財団法人自治総合センターの助成事業
同センターが実施する宝くじの社会貢献広報事業のうち、コミュニティ助成事業で、次の整備を行いました。

- ▼一般コミュニティ助成事業 **内**エアコンほかコミュニティ活動用品の整備（東南地区自治会） **問**櫛引庁舎総務企画課☎内線214
- ▼一般コミュニティ助成事業 **内**会議用テーブルほかコミュニティ活動用品の整備（温海川自治会） **問**温海庁舎総務企画課☎内線323

その他

心当たりの個人・団体をご推薦ください
鶴岡市民憲章実行顕彰候補者募集

鶴岡市民憲章推進協議会では、地域で善行活動を行っている個人・団体を表彰しています。

▼一般実行顕彰 **対**長年にわたって地域等で市民憲章の推進に貢献・尽力している市民 **申**来年2月1日⑩まで

■表彰 来年5月の総会開催時に表彰
申本所総務課内「鶴岡市民憲章推進協議会」事務局☎内線319